

			策定委員会の考え
1	第1条（条例制定の目的）	条文中、「権利と責任」を「責任と権利」とする。 （責任に重きを置く）	自治の究極の目的は自治（＝まちづくり）の主体である町民の幸福と考えます。町民の幸福のために、町民も町長・役場も、議会もその責任と役割を果たさなければなりません。町民が幸福である状態とは、町民の権利が守られている状態と考えます。そのため、自治のめざす姿として町民の権利をまず最初に規定しています。
2	第2条第1号（町民の定義）	住所を有する人とそうでない人とは、選挙権や課税のしくみ、帰属意識など、同等に扱えない事柄がある。 従って、「おいらせ町に住所を有する人」＝町民、「町内で働く人、「町内で学ぶ人・・または団体」＝町民等として、明確に区別するべきである。	まちづくりは「住所を有する人」だけではできません。地域社会の抱える課題が多様化、広域化しているなかで、幅広い人々が力を合わせる必要があります。目的を町に住所を有する人の幸福に限定することは、自治基本条例の本意ではありません。 「選挙権」、「税のしくみ」等、同等に扱えない分野については、住所を有する「住民」を対象にした別の規定が存在しますので、そちらで対応できると考えます。 また、「帰属意識」については主観に基づく感情ですので、そもそも条例で規定するにはなじまないと考えます。
3	第2条第2号（協働の定義）	条文中、「対等な関係に立って協力」を「協力（または連携）」にするべき。対等な立場を約束するのは危険である。	まちづくりの主体は町民であり、町長や議会は町民の付託を受けてその役割を担っているものです。役場はまちづくりの事業を町民に代わって担っている機関です。町民は決して町長や議会や役場の下に位置するものではない、その原則に立つことが自治の基本と考えます。これまでの国→県→町→個人という関係ではなく、国も県も市町村も、持てる力（権限）は違っても対等であるという考え方がベースとなっています。
4	第2章と第3章の順序について	権利よりも役割と責任を重視するべきであり、第3章と順序を入れ替えるべきである。	第1条で述べた通り、権利を実現するための手段が役割と責任です。何のために役割と責任を果たすのかを先に

			述べるのが、理解しやすい構成と考えます。第3章についても同様です。
5	第4条(生活に関する権利)	見出しを「生活に関する権利と義務」とし、内容を以下の2号にまとめる。  1 町民は等しく生涯にわたり、健康で安全、かつ住みよい環境のもと、生活を営む権利を有する。  2 町民は環境を守り、将来を担う児童、青少年の健全育成のため、参加する義務を負う。	権利は町民の幸福として、義務は幸福実現のために果たさなければならない「役割」として規定しています。そのため、権利と役割をひとつにするのではなく、別々にまとめています。また、納税や義務教育のように「義務」は強制力、拘束力を伴う言葉で、強制する側とされる側に関係が分かります。まちづくりにおいては、役場も町民も協働で「役割」を担う関係にあることから、義務という言葉は使わず、役割という言葉を使っています。
6	第4条第3号(収入を得る権利)	収入云々の規定は、本質的に個々の自助努力であり、本条例に規定することは馴染まない。	現在策定委員会で検討中です。
7	第4条第4号(交通に関する権利)	この規定は不要だと思うが、入れるとするなら、「公共交通手段」を「公共交通機関」に変え、「重くない負担で」をカットする。重くない負担=応分の負担でという意味だと思うが、負担についての設定は不要。	この条文は、手段を持たない人の移動の権利を保障するものであることから、手段の多様性を示すために必要と考えます。「公共交通などの手段により」とすることで、よりわかりやすくしました。また、負担に関する部分は提案の通り修正しました。
8	第4条第5号(学ぶ権利)	施行細則で規定してはどうか。	子どもの学力の向上、若い人の進学、高齢者の生涯学習など、委員会でのワークショップ、町民アンケートで充実への希望が多かった項目であり、条文に規定することとしたものです。
9	第2章(第4条～第7条)の内容について	おいらせ町に住所を有する人とそれ以外の人とは、権利と責任についての範囲と内容が違う。全体的に条文を整理しなおした方がよい。	第2条第1項で説明したとおり、まちづくりは住所を持たない町民とも協力して行うものですが、懸念も理解できますので、ご意見を参考に一部修正しました。
10	第7条(参加に関する権利)	各号が「権利」という言葉で終わっているの、句点(。)は不要ではないか。(第4条も同様)	提案のとおり修正しました。
11	第8条第1項(自立と自律)	「自己責任意識」と「危機管理意識」について	

		明記することを希望する。危機管理意識については18条にも明記されているが、町長や町職員だけの固有の責任と解釈されるおそれがある。	提案の通り修正しました。
12	(協調性についての条文の追加)	「町民は相互に理解しあい、他人の迷惑になるようなことはせず、協調性をもって相互の幸福を実現できるよう努力しなければなりません。」	「他人の迷惑になることをしない」については、他人の権利を守るように行動することですので、11条で対応できると考えます。
13	第10条(行政、議会との協働)	協働ではなく連携とすべき。町民と行政と議会を対等のものとして定義することは行き過ぎである。 また、「町民」が重複しているので削除した方がよい。	第2条第2項で説明したとおり、町民と行政と議会は対等であることから、ともに力を合わせる意味で「協働」が妥当と考えます。また、町民には町民同士協力してまちをつくる役割もあるため、「町民」という言葉は残し、表題もそのように修正しました。
14	第12条(ふるさとを守り伝える責任)	「歴史と文化を次代に伝える」を「歴史を重んじ文化と伝統を次代に伝える」とする。	提案の通り修正しました。
15	第20条(議会の役割)	条文中の「監視」と、第34条に規定されている「行政監視」の違い、関連がよく分からない。	第20条は議会の役割として定められている規定です。一方、第34条は、行政を監視する第3の目として、オンブズマン制度を想定しています。これまでは町民の行政に対する異議や苦情を処理するための総合的中立的役割を果たす機関がありませんでした。詳細は別の条例で規定することになります。
16	第28条第2項(総合計画の策定)	行政と町民を総合計画策定の当初から対等な立場とするのは危険。「町民との協働」ではなく、町民の意思を尊重するにとどめるべきである。	第2条第2項で説明したとおり、町民と行政と議会は対等であることから、ともに力を合わせる意味で協働が妥当と考えます。 協働には役割と責任が伴います。総合計画策定にあたり、協働により町民は当事者としてまちづくりにより深く関わることができ、事業の実施にも主体的に関わることが出来ます。まちづくりの計画を役場の机上で作るも

			のでないことを示すために、協働が必要なのです。
17	第30条第2項(行政評価)	第10条と同様、協働ではなく連携とすべきである。町内会等の発言力を期待するのであれば、運用上の分野で処置すればよいことで、基本条例にそぐわない。	これも第2条第2項で説明したとおり。連絡を取り合う「連携」ではなく、協力して働く、より強いつながりを意識した表現により、行政評価にも町民が主体的に関わることを求めています。
18	第37条(運用状況の検証)	「2年越えない期間毎に検証し」とする。町長、町議会議員の任期を考慮し、任期中または改選前に必ず検証されるよう、2年が妥当と考える。	その後の検討により、検証は毎年行い、見直しは5年を越えない範囲で行うこととしました。
19	第6章～第8章における条文の語尾について	「務めます」「共有します」「大切にします」「進めます」といったような、意思表示を表す言葉は、条例の場合は妥当ではない。	この自治基本条例は、第2章はおいらせ町がめざす町の姿(町民の幸福)、3章から5章まではその幸福を実現するために何をすればよいのか(役割と責任)、6章と7章はそのために行動する際の約束事と行動の中身、8章はその実効性を点検するための方法という構造になっています。6～8章は、主権者である町民に対し、どんな方法でまちづくりを進めるのかを示している章です。語尾を「○○しなければならない」とした場合、3～5章の役割と責任と混同する恐れがあります。全体の構造をわかりやすくするためにも、6～8章の語尾は意思表示を表す言葉がよいと考えます。

(注) 章立て、条項は9月時点のものです。